

「拘束介護」の高齢者マンション 指導対象外都が判断

東京都北区の「シニアマンション」で入居者の大半が「拘束介護」されていた問題で、東京都が2009年に「(指導監督の対象となる)有料老人ホームに該当しない」と判断していたことがわかった。翌年以降に北区が「該当するのではないか」と指摘したが判断は変わらず、マンションは制度外に置かれたままだった。

区指摘の1年前

高齢者住宅を運営する場合、①食事②介護③家事④健康管理のいずれかのサービスを提供すると、有料老人ホームとして都道府県などに届け出る必要がある。届け出ると一定の職員数や

設備の基準を満たすことが求められるほか、老人福祉法に基づいて行政の指導監督を受けることになる。

このマンションを東京都は09年に、有料老人ホームに該当しないと判断。その年3月に、群馬県で有料老人ホームの届け出をしていない「静養ホームたまゆら」で入居者10人が火災で亡くなる事件があった。これを受けて、都は都内の

不動産業者と提携する医療法人にそれぞれ払う。医療サービスは医療法人が、介護サービスは同じ医療法人運営の訪問介護事業所が、食事と家事のサービスは法人の親族会社が、それ提供している。

このマンションを東京都は09年に、有料老人ホームに該当しないと判断。その年3月に、群馬県で有料老人ホームの届け出をしていない「静養ホームたまゆら」で入居者10人が火災で亡くなる事件があった。これを受けて、都は都内の

不動産業者と提携することから届け出の必要はないとした。マンションの運営が不適切であるとの情報があつたことなどから、北区は10年認定のためにマンションに入った調査員などからの情報もあり、同様の指摘を続けたが変化はなかつた。

結局、北区はマンションへの指導監督が十分にできず、実態が把握できずじまいだった。「朝日新聞の報道があるまで拘束が行われているとは、まるで知らないかった」(幹部)という。全国でもトラブルが相次

東京都北区の「シニアマンション」は有料老人ホームか?

